

# マイナンバーの利用が始まります

マイナンバーは、住民票がある全ての方に付番される12桁の番号です。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

問合せ先 ▶ 市政情報課番号制度担当

## こんなときにマイナンバーを使います

・市役所などでの行政手続(社会保障、税、災害対策)の一部で使います。具体的な手続きは、各担当までお問い合わせください。

### 例

税関係の減免申請  
福祉関係の手当・給付の申請  
福祉関係の資格取得や認定申請 など

・税や社会保障の手続きのために、勤務先や契約している保険会社、証券会社などへマイナンバーを提示する必要があります。

※知らない会社からマイナンバーを聞かれることはありませんので、注意してください。

## マイナンバーを記載した書類などを提出するときは

なりすましなどによる被害を防ぐために、マイナンバーをご提示(各種申請書への記入など)いただく際には、マイナンバー確認と本人確認を実施します。皆さんの大切な個人情報を守るため、ご理解ご協力をお願いします。

### 本人確認

### マイナンバー確認

個人番号カードを持っている場合は、1枚でOK!

(表)



(裏)



個人番号カードをお持ちでない場合

通知カード、  
マイナンバー入りの住民票 など

+  
運転免許証、パスポート など

※写真付きの身分証明書をお持ちでない場合は、健康保険証と年金手帳などの2つ以上の書類の提示をお願いします。

※代理人が手続きをする場合は、委任状や戸籍謄本などその資格を証明できるものが必要です。また、代理人の本人確認をします。

## マイナンバー制度のスケジュール

平成27年10月

平成28年1月～

平成29年1月～

平成29年7月～

マイナンバーの通知開始  
住民票がある方全員に付番され、通知カードが送付されました。

マイナンバーの利用開始  
個人番号カードの交付開始

マイナポータル<sup>※</sup>の運用開始  
マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できる、自分専用のホームページです。行政機関からのお知らせも受け取れるようになる予定です。

地方公共団体間での情報連携開始

行政機関の間で、必要な情報をやり取りすることで、これまで必要だった添付書類(住民票の写しや課税証明書など)の一部が省略できるようになる予定です。

通知カードがお手元に届いていない方は、市民課へお問い合わせください。

※10月5日以降に出生・引越しなどをされた方は、新たに通知カードを作成してから送付します。その場合は送付時期が遅れますので、ご了承ください。

もっと詳しく知りたい方は

マイナンバー総合フリーダイヤル(内閣官房コールセンター)

☎0120・95・0178(無料) 平日 9時30分～22時  
(12月29日～1月3日を除く) 土・日曜日、祝日は17時30分まで

◇一部IP電話などで上記ダイヤルにつながらない場合(有料)

☎050・3816・9405(マイナンバー制度に関すること)  
☎050・3818・1250(通知カード・個人番号カードに関すること)

◇For foreigners(英・中・韓・スペイン語、ポルトガル語)

☎0120・0178・26(マイナンバー制度に関すること)  
☎0120・0178・27(通知カード・個人番号カードに関すること)

◇政府広報  
オンライン



◇内閣官房  
ホームページ



# 個人番号カードの交付申請について

個人番号カードは、公的な身分証明書として利用できる顔写真付きのカードです。カードを希望する方は、通知カードに同封された申請書により郵便で申請できます。

## 申請から受け取りまで

①郵便またはインターネットで申請をします。  
※スマートフォンやパソコンからも申請できます。

②お渡しの準備が出来たら、市役所からお知らせします。  
→交付通知書(はがき)が郵便で届きます。

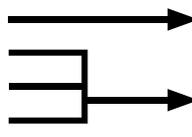
③カードの受け取りに、市役所へ行きます。

- 持ち物
- 1 交付通知書(はがき)
  - 2 通知カード
  - 3 本人確認書類(運転免許証など写真付きのものは1点、健康保険証など写真なしのものは2点お持ちください。)
  - 4 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

## 暗証番号について

個人番号カードには最大「4つ」の暗証番号を設定しますので、あらかじめ考えておいてください。

- ①署名用の電子証明書
- ②利用者証明用の電子証明書
- ③住民基本台帳用のアプリ
- ④券面事項入力補助用のアプリ



英数字6文字以上16文字以内。(英語の大文字(A~Z)と数字(0~9)の両方を組み合わせたもの。)

数字4桁です。(②③④は同じものでも可。)

大切なカードですので、**受け取りは必ず本人がお越しください。**なお、病気や身体の障害などのやむを得ない理由があり、お越しになることが難しい場合は、事前にご相談ください。

こんなときは、市役所へ通知カード・個人番号カードをお持ちください。

- ・住所や氏名などに変更があった場合
- ・社会保障、税、災害対策の手続きで必要な場合

問合せ先 市民課住民記録担当

## マイナンバー制度に便乗した手口にご注意ください！

「個人番号カードの申請を代行する」などと言って、市役所が通知カードや銀行の通帳などを預かることは一切ありません。通知カードをむやみに他人に渡さない！

電話やメール、訪問などにより、マイナンバーの安全管理対応の困難さなどを過度に誇張した商品販売や、不正な勧誘などには十分注意してください。

マイナンバーの関連であることをかたったメールが送られてきた場合、自分の勤務先など送付者が明らかなものを除き、安易に開封しない！

マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続きで、国の関係省庁や地方公共団体などが、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることは一切ありません。ATMの操作をお願いすることも一切ありません。こうした内容の電話や手紙、訪問には応じない！

### 不審に思ったら

- ◆不審な電話は、一旦切ってから、自分で調べた番号へ電話するようにしましょう。
- ◆内容によっては、ひとりで悩まず下記の相談窓口をご利用ください。

### マイナンバー制度全般のご相談はこちら

マイナンバー総合フリーダイヤル(内閣官房コールセンター)  
☎0120・95・0178(無料)

### 不審な電話などを受けたらこちら

消費者ホットライン ☎188(いやや!)  
警察 相談専用電話 ☎#9110

### マイナンバーが含まれる個人情報(特定個人情報)の取扱に関する苦情はこちら

個人情報保護委員会 苦情あっせん相談窓口  
☎03・6441・3452



「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の手口です。こうした手口で、人を欺くなどして、他人のマイナンバーを取得することは法律により罰せられます。なお、不正な提供依頼を受けて自分のマイナンバーを他人に教えてしまっても、刑事責任を問われることはありません。